

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の概要

(刑事再審制度の改正について)

改正の経緯・趣旨

【改正の背景】

- 刑事訴訟法上、再審請求審の手続に関する規定が乏しい
- 戦後、再審手続に関する規定は一度も改正なし
- 近時、一部の再審無罪事件が長期化し、再審請求者等に大きな負担を生じる事態
 - ① 捜査機関が保管する裁判所不提出記録の提出（いわゆる証拠開示）に多くの時間を要しているとの指摘
 - ➡ ② 再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより再審の手続が長期化しているとの指摘
 - ③ 再審請求審の手続に関する規定が少なく、再審請求者等の手続保障が十分でないとの指摘



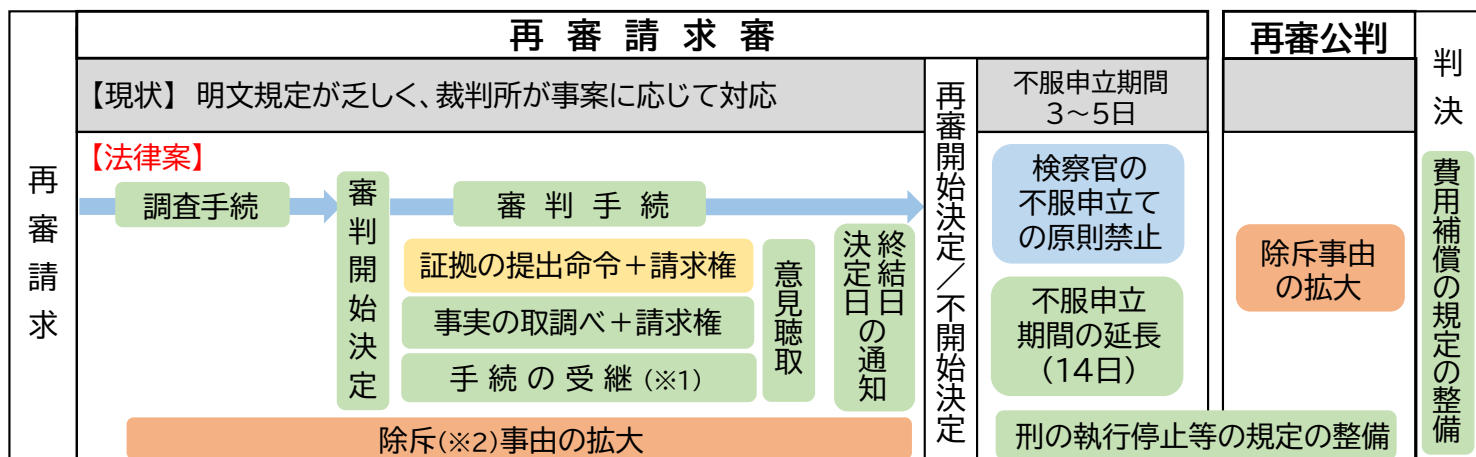
- R7.3.28 法制審議会へ諮問
- R7.4.21～R8.2.2 刑事法（再審関係）部会で議論し、答申案を採択
- R8.2.12 総会において採択・答申

- いわゆる証拠開示について、証拠の提出命令制度を新設し、再審請求者等に請求権を付与するとともに、裁判所や検察官に法的な義務を負わせることにより、迅速に幅広い証拠が提出されることを確保
- 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止
- 再審請求審の審理について、手続保障に関する様々な規定を新たに整備するとともに、審理に関するルールを明確化



- 再審請求者等の手続保障を充実化し、誤判からの確実な救済を実現
- 再審請求審の審理の円滑・迅速化に寄与

【法律案に基づく再審手続のイメージ】

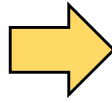


(※1) 再審請求者が死亡した場合に、一定の要件の下で、他の再審請求権者が手続を受け継ぐこと
 (※2) 裁判官を法律上当然に職務の執行から除外する（当該事件を担当させない）こと

証拠の提出命令制度の新設

○ 証拠開示に関する明文規定がない。再審請求者等に請求権がなく、裁判所や検察官は法的な義務を負わない

○ 開示された証拠をインターネット上に掲示しても不可罰



○ 証拠の提出命令制度を新設し、再審請求者等に請求権を付与するとともに、裁判所や検察官に法的な義務を負わせることにより、再審請求者等の手続保障を充実化

○ 関係者の名誉・プライバシー保護等のため、証拠の目的外使用を禁止

○ 裁判所は、再審請求理由に関連する証拠について、提出を受ける必要性の程度、弊害の内容・程度を考慮し、相当と認めるときは、検察官に対して当該証拠の提出を命じなければならない（検察官は提出義務を負う）

【第445条の2第1項】（新旧p9）

○ 再審請求者等に証拠の提出命令の請求権を付与。不服申立ても可能

【第445条の2第1項】（新旧p9） 【第445条の2第3項】（新旧p9）

○ 再審手続やその準備に使用する以外の目的での証拠の複製等の他人への提供等を禁止（罰則：1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

【第445条の4～6】（新旧p10・11）

附則

○ 証拠の提出命令については、再審請求理由との関連性を認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない

【第4条】

法制審議会における議論状況

○ 「再審請求理由に関連する証拠」の範囲について

- ・ 相当の広がりを持つものであり、再審請求者等が閲覧できる証拠の範囲は現行の運用よりも狭まらないとの認識がおおむね共有

○ 法律案の規定に加えて、裁判所が、再審請求理由との関連性を問わず、必要かつ相当と認めるときに、提出を命じることができるとする規定も設けるべきか

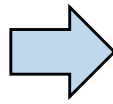
- ・ 再審請求理由と無関係に必要性を判断できない（裁判官委員からの指摘）
- ・ 要件が無限定であるため、裁判所によって判断が大きく分かれ、安定的な運用が困難
- ・ 法律案の規定が相当の広がりを持つ以上、別途規定を設ける実益に疑問あり

○ 証拠の目的外使用を禁止すべきか

- ・ 通常審では証拠の目的外使用を罰則付きで禁止しており、関係者の名誉・プライバシー保護等のため、再審請求審でも同様とすべき
- ・ 目的外使用の禁止の対象は、検察官が裁判所に提出した証拠に限られる上、証拠の内容を口頭で伝えることなどは許容される

再審開始決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

○ 検察官による機械的・画一的な不服申立てにより、再審請求手続が長期化しているとの指摘



○ 不服申立てを原則として禁止し、例外的にこれをしたときはその理由等を遅滞なく公表することを政府に義務付けることにより、慎重かつ限定的な運用を担保

○ 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則として禁止し、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、例外的に検察官の不服申立てを認める【第450条、第450条の2第1項・第2項】(新旧p2・14・15)

○ 政府は、再審開始決定に係る検察官による不服申立ての理由等を、遅滞なく公表するものとする【第450条の2第3項】(新旧p2・3・15)

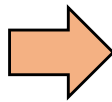
附則

○ 再審開始決定に対する不服申立てがあった場合、事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない

【第5条】

裁判官の除斥事由の拡大

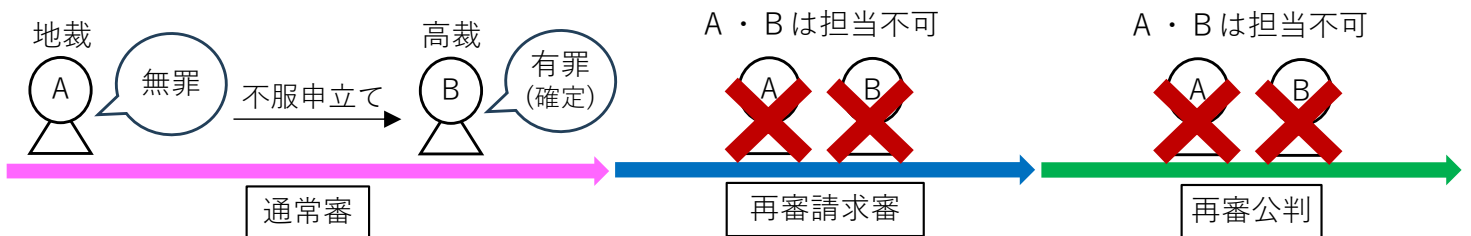
○ 通常審・再審請求審に関与した裁判官が後の再審手続に関与できるため、国民の信頼が損なわれるおそれ



○ 一定の範囲で除斥することにより、再審手続に対する国民の信頼を確保

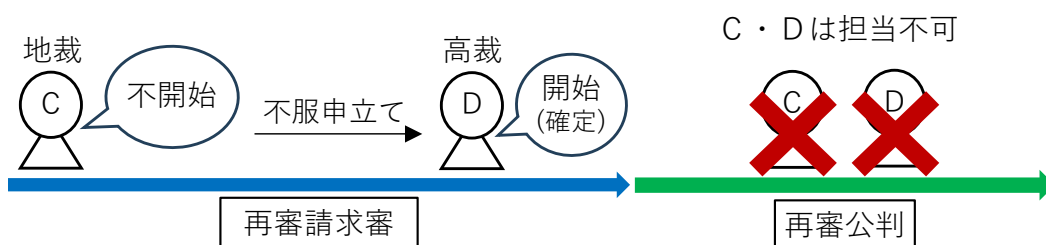
① 通常審で有罪・無罪の裁判に関与 ⇒ 再審請求審・再審公判から除斥

【第438条の2第1項】(新旧p6)



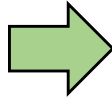
② 直前の再審請求審で再審開始・不開始の決定に関与 ⇒ 再審公判から除斥

【第438条の2第2項】(新旧p6)



審理に関する手続規定の整備

○ 再審請求審の審理に関する規定が乏しい。再審請求者等の手続保障が必ずしも十分でなく、実務上、審理の運営に困難が生じている

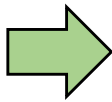


○ 審理に関する様々な規定を新たに整備し、**手続保障を充実化**するとともに、ルールの特明確化により**審理を円滑・迅速化**

- **調査手続**において、**遅滞なく**、基礎的な資料を検討し、審理を要する事案か否かを**選別**（スクリーニング）
【第444条の2第1項】（新旧p7）
- 以下の場合を除き、**審判を開始する旨の決定**（審判開始決定）
 - ・ 理由のあることが明らか ⇒ 再審開始決定 【第444条の2第2項】（新旧p7・8）
 - ・ 法令上の方式違反、請求権消滅後の請求 ⇒ 再審請求棄却決定
- **審判手続**において、**より充実した手続保障**(※)の下で、再審開始事由の有無を審理
 - (※) ・ 事実の取調べの請求権 【第445条第3項】（新旧p9）
 - ・ 意見聴取の機会 【第445条の7第1項】（新旧p12）
 - ・ 審理の終結日の通知 【第445条の7第2項・第5項】（新旧p12）
 - ・ 決定日の通知 【第445条の8第1項・第3項】（新旧p12・13）
 - ・ 再審請求手続の受継 【第445条の10第1項】（新旧p13）
 - ・ 不服申立期間の延長 【第450条の3第1項・第2項】（新旧p3）

費用補償の規定の整備

○ 再審公判で無罪が確定した場合、通常審・再審公判の費用は補償されるが、**再審請求審の費用は補償されない**



○ **再審請求審への出頭に要した旅費・日当・宿泊料、弁護人報酬を補償**

【第188条の2第2項、第188条の6第1項】
（新旧p4・5）

補償あり（現行）

通常審

有罪確定

新たに補償

再審請求審

再審開始確定

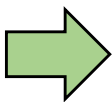
補償あり（現行）

再審公判

無罪確定

刑の執行停止等の規定の整備

○ 再審開始決定後に死刑の執行を停止した場合について、**拘置**(※)も**停止できる**との明文規定なし



○ 死刑の執行を停止した場合には、**拘置も停止**できることを**明確化**

【第442条第2項】（新旧p1）、【第444条の2第4項】（新旧p8）、【第448条第3項】（新旧p1・2）

(※) 死刑確定者を刑事施設に収容すること

今後の検討（附則）

- 改正法の施行後**5年ごと**に、再審制度の在り方について**検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて**所要の措置**を講ずる 【第2条】